

R 1 城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事

1. 城ノ内高等学校

目次	
図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 1
A-2	特記仕様書 2
A-3	附近見取図・配置図
A-4	平面図（改修前）・既設塀改修前立面図・既設塀改修後立面図
A-5	平面図（改修後）・詳細図
A-6	既設高尺フェンス 立面図

2. 城北高等学校

目次	
図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 1
A-2	特記仕様書 2
A-3	附近見取図・配置図
A-4	A塀 配置図及び平面図（現況）・既設ブロック塀立面図 既設塀詳細図・既設フェンス立面図
A-5	B塀 平面図・既設ブロック塀立面図・既設塀詳細図・既設フェンス立面図

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R1城ノ内高等学校他 ブロック塙等解体工事
2. 工事場所	徳島市北田宮1丁目他
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	※工事内容： 既設ア ¹ ウ塙・コナリ塙の撤去
5. 工事区分	※図示による。
6. 工期	工事完成年月日は 令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)以下「標仕」という。) ③建築物解体工事共通仕様書(平成24年版) <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等 <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・本工事の着手前に、給排水、地下埋設物の調査を行う。 ・コンクリート部分の取壊し工事は 8 時から 17 時までとする。 ・工事のため占用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手続等は本工事に含まれる。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>但し、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。</p>
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>

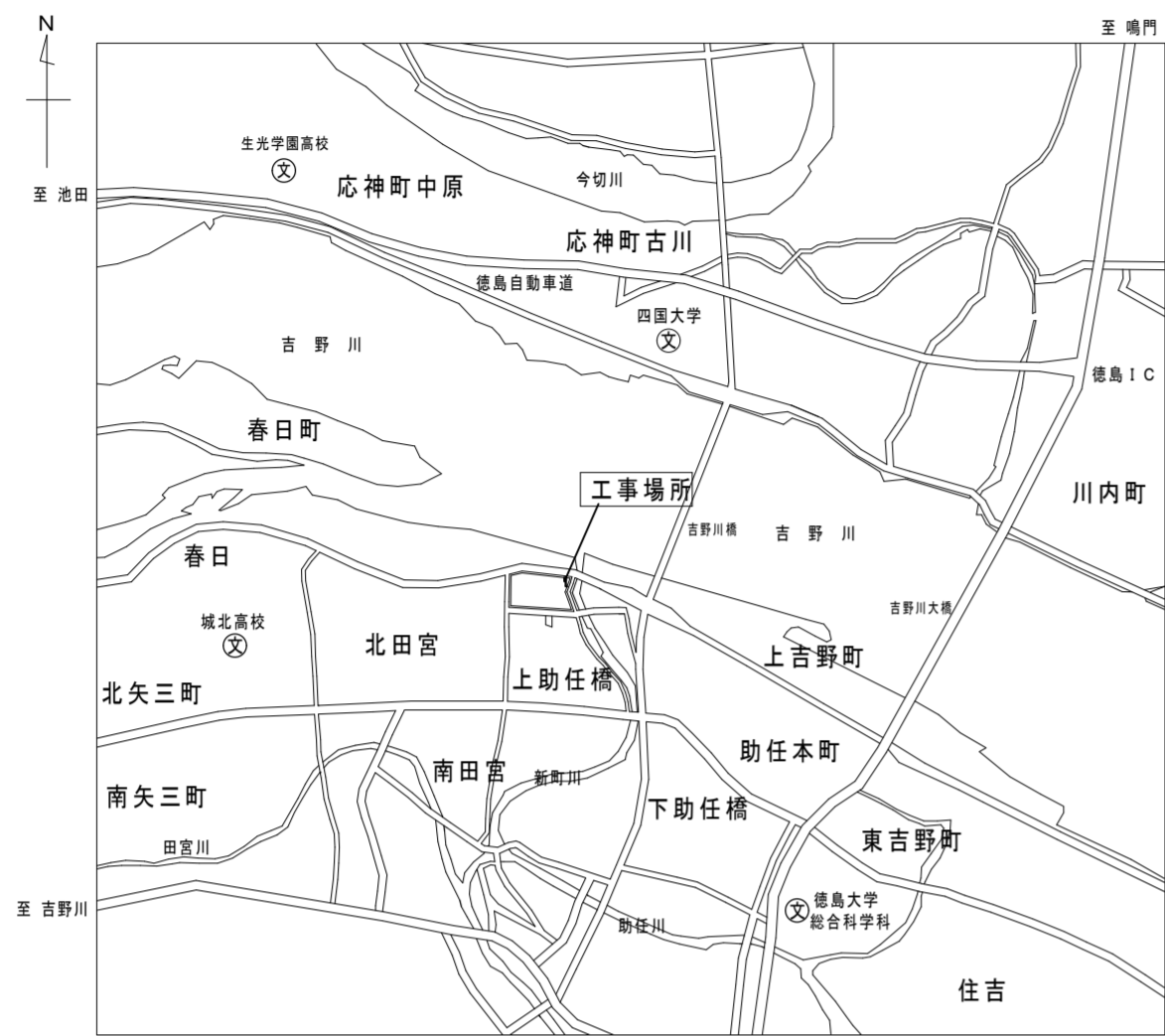
項目	特記事項																																			
3. 安全衛生管理	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>																																			
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること、工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡すを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督員と替り替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、発生材の処分場を記載する。 																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (円) 税抜き</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>(有) 吉野川パ¹ (中間処分)</td> <td>徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1</td> <td>5.1</td> <td>800 8000円/10 t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(有) 吉野川パ¹ (中間処分)</td> <td>徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1</td> <td>5.1</td> <td>1000 10000円/10 t車</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株) 旭金属 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸1丁目12 徳島市東沖津1丁目12</td> <td>6.8</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有) 徳島県産 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>8.3</td> <td>10000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位	コンクリート(無筋)	(有) 吉野川パ ¹ (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	5.1	800 8000円/10 t車	t	コンクリート(有筋)	(有) 吉野川パ ¹ (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	5.1	1000 10000円/10 t車	t	金属(処分)	(株) 旭金属 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸1丁目12 徳島市東沖津1丁目12	6.8	0	t	木材	(有) 徳島県産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	8.3	10000	t						t
処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位																																
コンクリート(無筋)	(有) 吉野川パ ¹ (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	5.1	800 8000円/10 t車	t																															
コンクリート(有筋)	(有) 吉野川パ ¹ (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	5.1	1000 10000円/10 t車	t																															
金属(処分)	(株) 旭金属 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸1丁目12 徳島市東沖津1丁目12	6.8	0	t																															
木材	(有) 徳島県産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	8.3	10000	t																															
					t																															
	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>																																			
	<p>◎汚泥処分について</p> <p>中間処分場に持ち込む場合、原則成分試験は必要だが、処分場から成分試験を求められることがあるので、確認すること。</p>																																			
	<p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される</p>																																			

項目	特記事項
4. 工事現場管理	<p>工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>
5. 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水等の調査を行う。</p>
6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p>
	<p>◎受注者は、工完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div>
	<p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>
	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>
	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p>
	<p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>

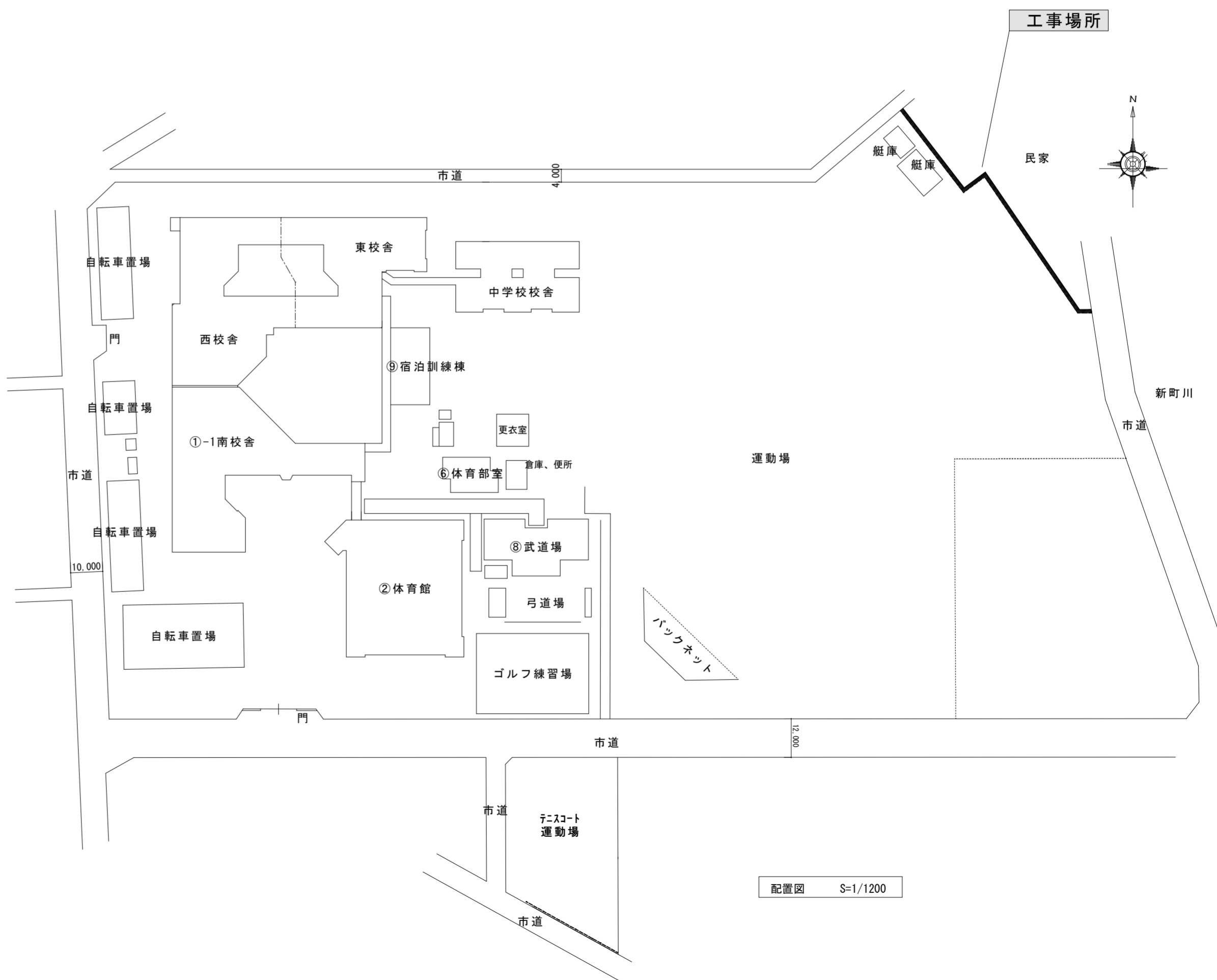
	工事名	R1城ノ内高等学校他 ブロック塙等解体工事 (城ノ内高等学校)	図面番号	A-1	松根一級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美希 1級建築士 登録番号 81874号
	図面名称	特記仕様書 1	縮尺		

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
8. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。 ◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原因版)) ・工事写真(写真帳 1部(着手前・竣工)、電子データ 2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ 1部) ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	3章 解体施工	
9. 完成図等		1. 一般事項	◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)
		2. 工事の範囲	◎図示による。
		3. 事前措置	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。
		4. 構内舗装等	◎樹木等の伐採抜根及び移設 方法(工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。) ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。
		5. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
		6. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・ 現場発生土 ・他工事の現場発生土)とする。 ◎混入する石の最大径は監督員の指示による。 ◎埋め戻し高さは、GL±0 とする。 ◎整地範囲は図示による。
10. 瑕疵補修	◎徳島県公共工事標準請負契約第41条第2項に基づくの瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は (年) ・ 2年) とする。 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。	4章 土工	
11. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
2章 仮設工事		2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	5章 左官工事	
2. パンク	◎監督員の指示による。	1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎仮囲い仕様 H=1.8m ガード扉 状態保安灯設置し、倒れないよう十分配慮すること。 道路側はカーブ及びフェード 状態保安灯設置 ◎ゲート(有・無) ◎その他 必要に応じバリアードを設置すること。	◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎ 笠木等塗り材料は共仕15.2.2による。	
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・ 設けない)	2. モルタル塗り	
5. 工事用水、電力等	◎既存電力、用水利用(出来る・ 出来ない)ただし、施設管理者と協議すること。		
6. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に・ 用意していないので業者に)設けること。		
7. 安全対策	◎夜間の安全対策には充分考慮すること。		

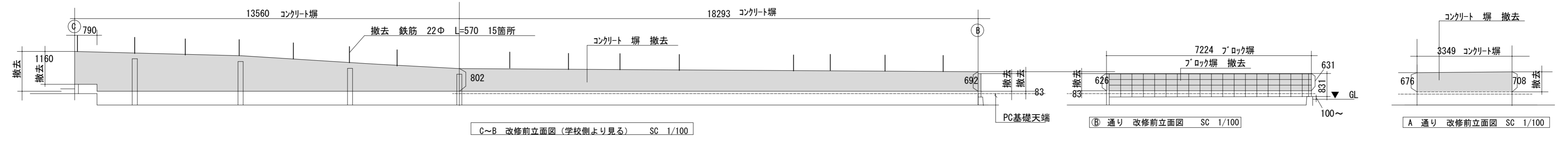


附近見取図



配置図 S=1/1200

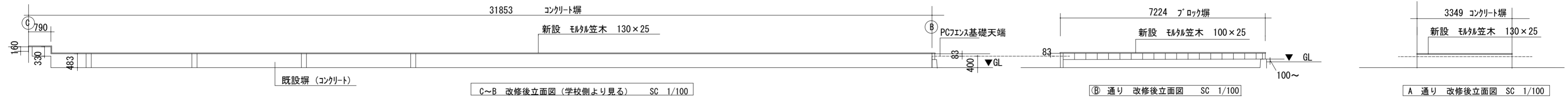
工事名	R1城ノ内高等学校他 ブロック塙等解体工事 (城ノ内高等学校)	A-3	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称	附近見取図 配置図	縮尺	1/1200



C~B 改修前立面図 (学校側より見る) SC 1/100

(B) 通り 改修前立面図 SC 1/100

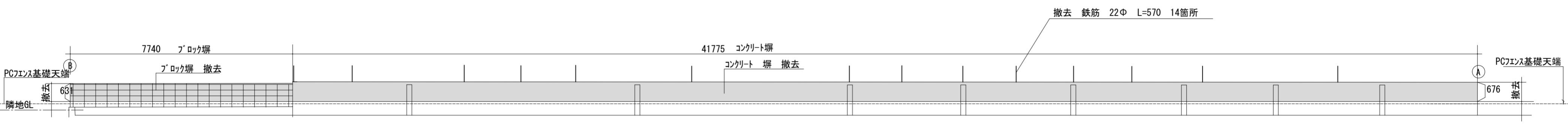
A 通り 改修前立面図 SC 1/100



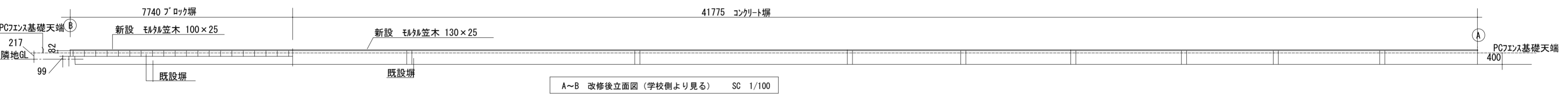
C~B 改修後立面図 (学校側より見る) SC 1/100

(B) 通り 改修後立面図 SC 1/100

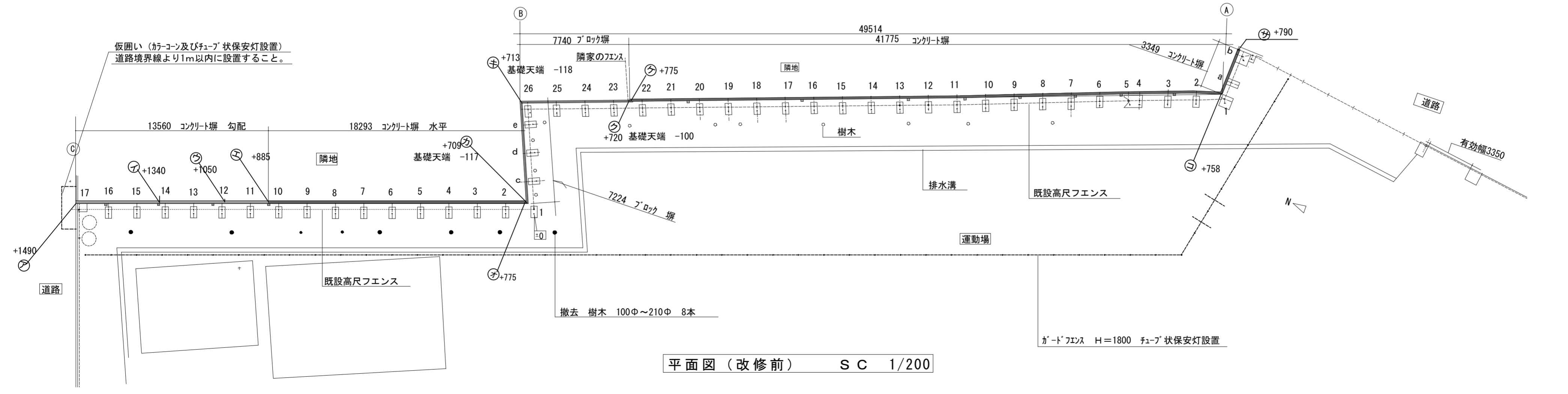
A 通り 改修後立面図 SC 1/100



A~B 改修前立面図 (学校側より見る) SC 1/100

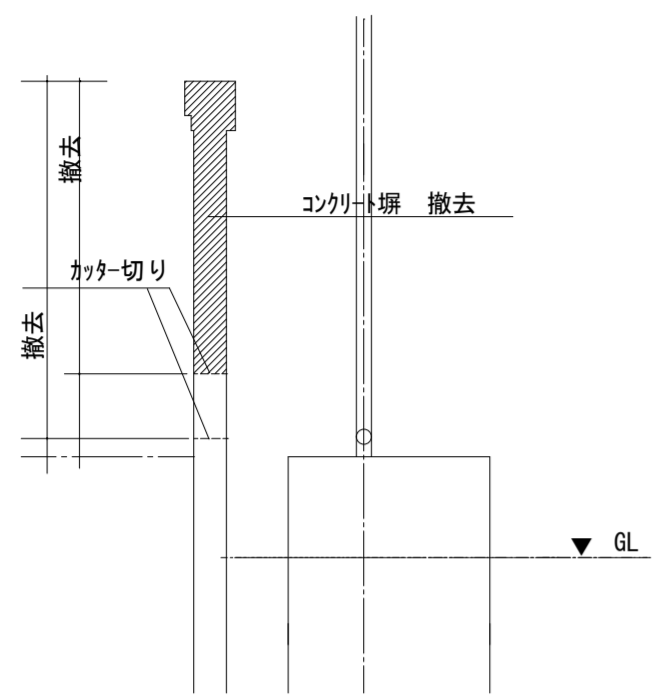


A~B 改修後立面図 (学校側より見る) SC 1/100

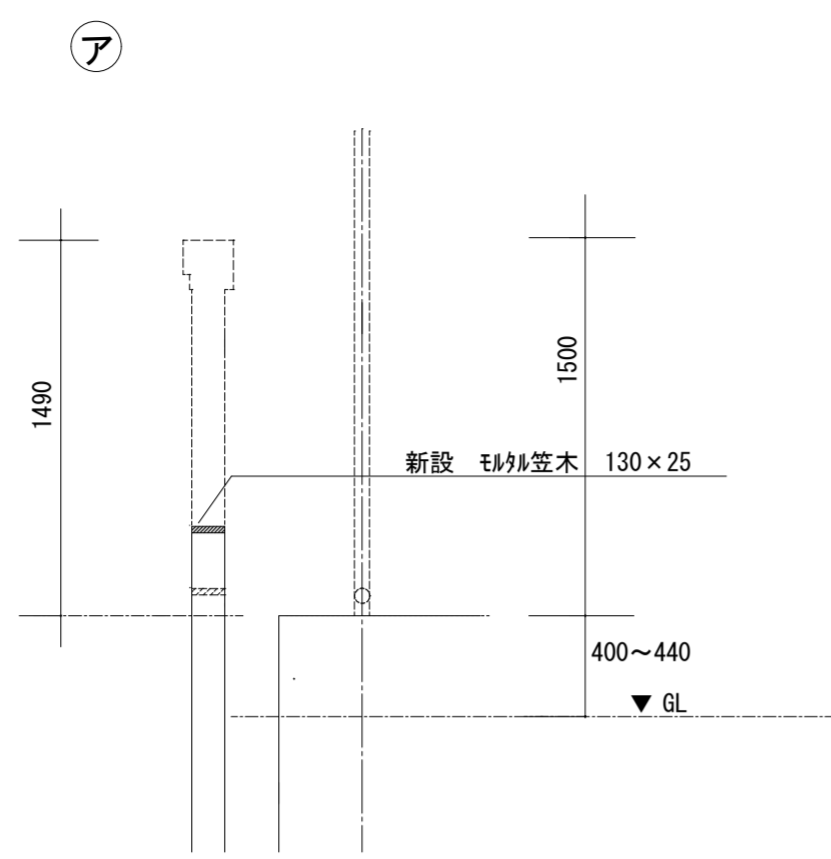


平面図 (改修前) SC 1/200

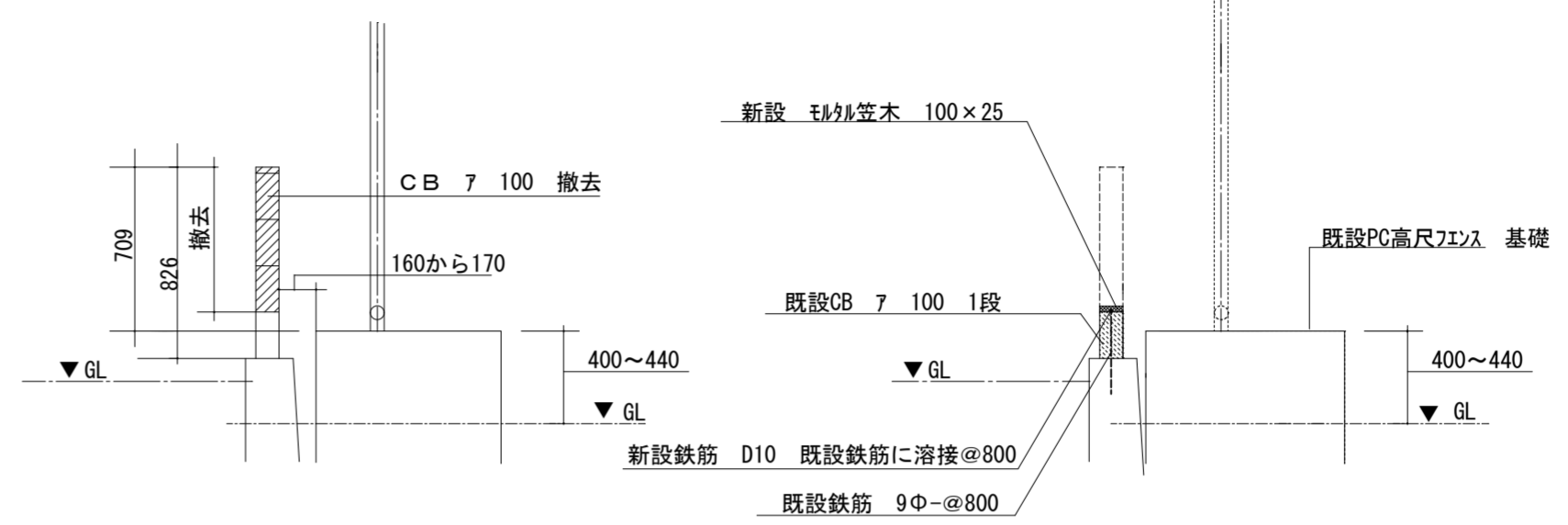
	R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城ノ内高等学校)	図面番号 A-4	TEL 088-662-2844 登録番号 81874号
	平面図 (改修前) 既設塀 改修前 立面図 既設塀 改修後 立面図	1/200 1/100	



改修前 詳細図 SC 1/30



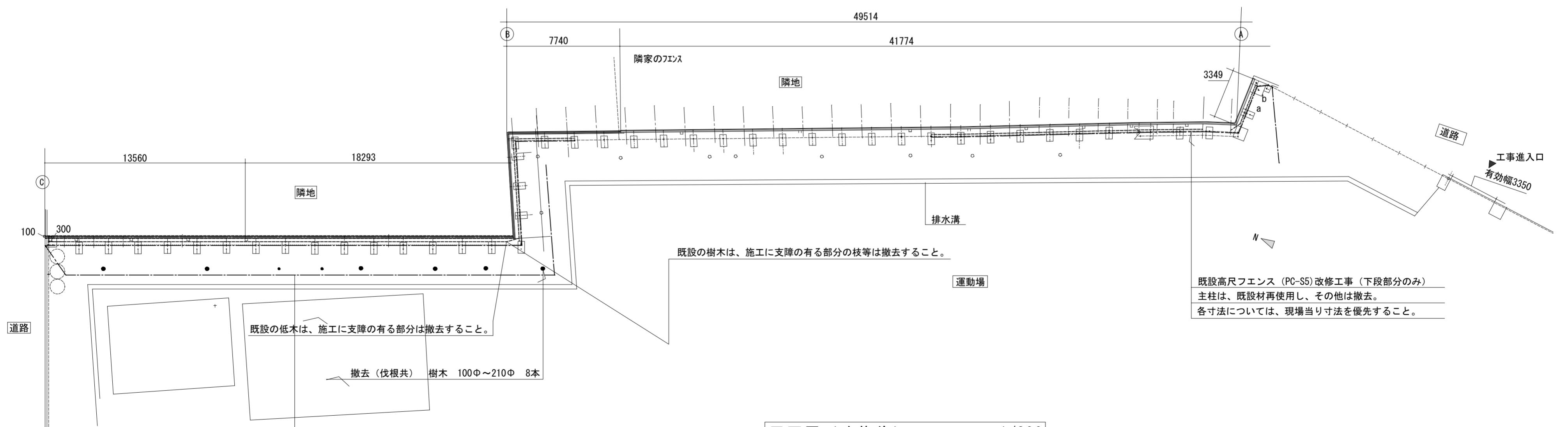
改修後 詳細図 SC 1/30



改修後

改修前 詳細図 SC 1/30

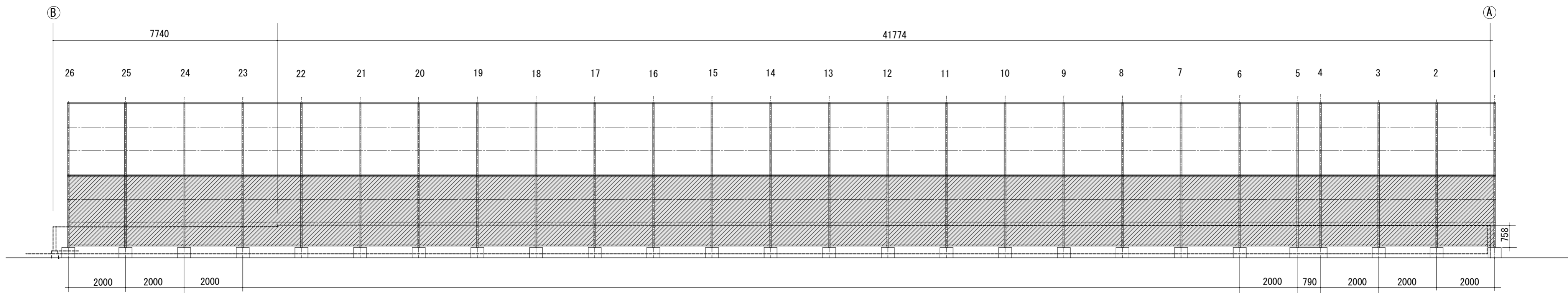
改修後 詳細図 SC 1/30



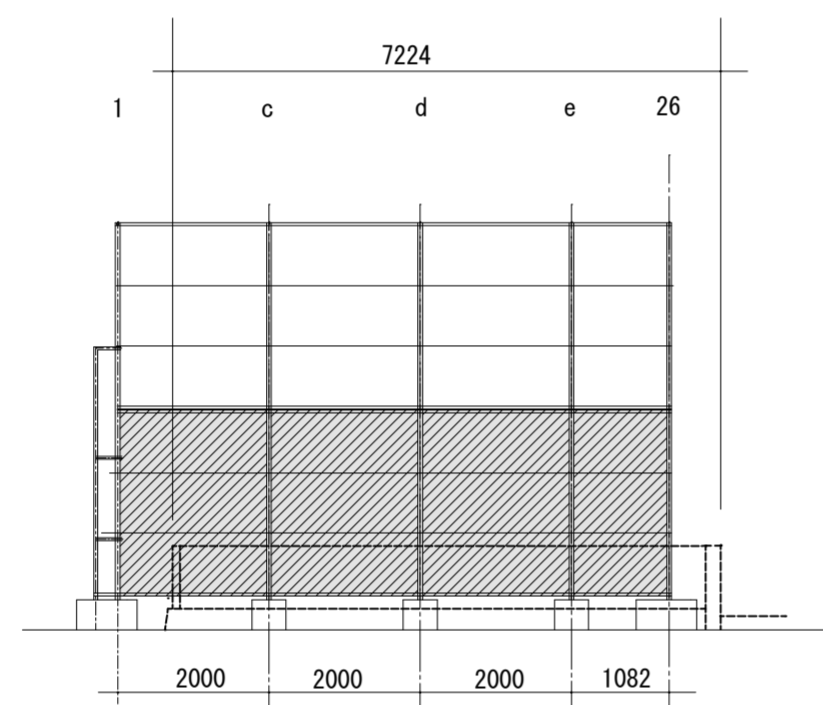
平面図 (改修後) SC 1/200

この範囲の既設電線は、取外し・再取付
※ただし、再取付は別工事にて実施

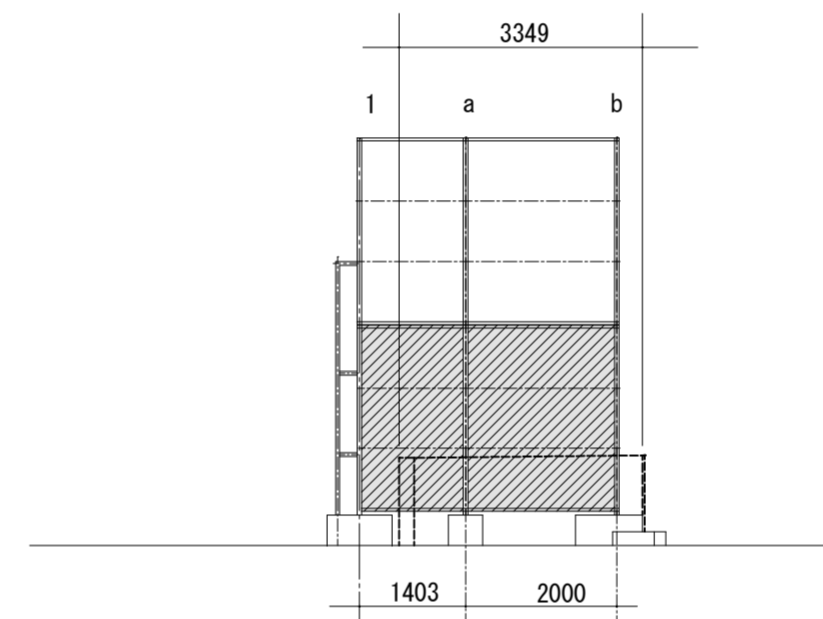
工事名	R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城ノ内高等学校)	図面番号	A-5	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称	平面図 (改修後) 詳細図	縮尺	1/200 1/30	



A~B フェンス 立面図 SC 1/100

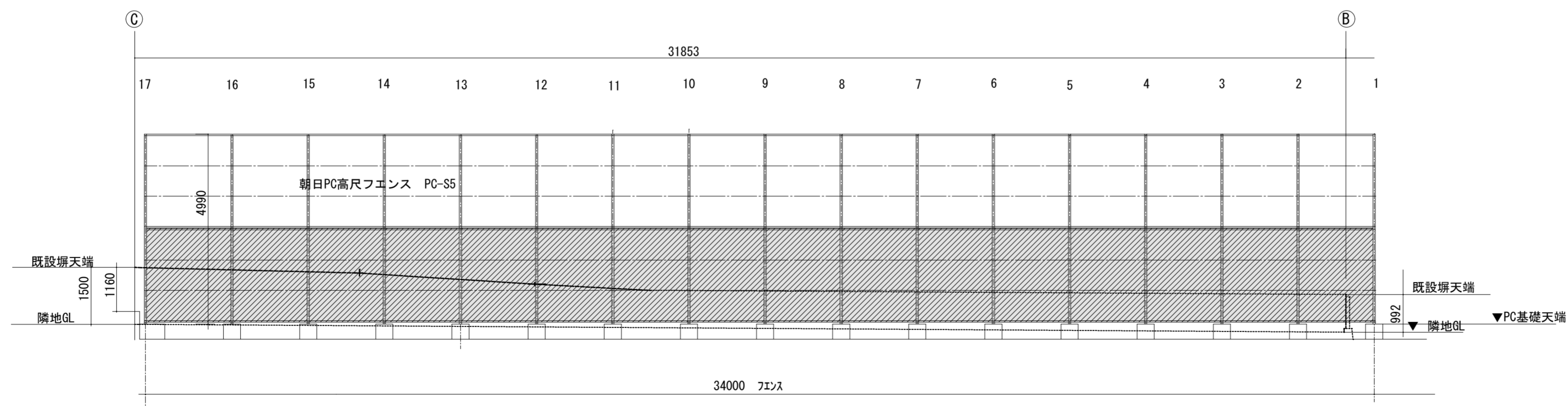


B 通りフェンス立面図 SC 1/100



A 通りフェンス立面図 SC 1/100

既設高尺フェンス (PC-S5) 改修工事
 主柱は、既設材使用し、その他は、撤去



B~C フェンス 立面図 SC 1/100

※寸法は現場当たりとする。

工事名	R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城ノ内高等学校)	図面番号	A-6	松根-級建築士事務所
図面名称	既設高尺フェンス 立面図	縮尺	1/100	徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号

I. 工事概要

1. 工事名称	R1城ノ内高等学校他 ブロック塙等解体工事
2. 工事場所	徳島市北田宮1丁目他
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	※工事内容： 既設7ヶ場所の撤去
5. 工事区分	※図示による。
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)以下「標準仕」という。)</p> <p>③建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1)質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2)補足説明書</p> <p>(3)特記仕様書</p> <p>(4)図面</p> <p>(5)公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・本工事の着手前に、給排水、地下埋設物の調査を行う。 ・コンクリート部分の取壊し工事は 8時から 17時までとする。 ・工事のため占用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手続等は本工事に含まれる。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>但し、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。</p>
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び各種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>

項目	特記事項	項目	特記事項
3. 安全衛生管理	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工食用車両による土砂、工食用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	4. 工事現場管理	<p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水等の調査を行う。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標準の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 除去物の種類、発生材の処分場を記載すること。</p>	7. 施工	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用しよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の意向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないよう行うこと。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を作成し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>
4. 工事現場管理	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「C O B R I S」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p>	8. 工事検査及び技術検査	

	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位
コンクリート(無筋)	(有) 吉野川パブ 株式会社 (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	4.6	800 8000円/10t車	t
コンクリート(有筋)	(有) 吉野川パブ 株式会社 (中間処分)	徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中須49-1	4.6	1000 10000円/10t車	t
金属(処分)	(株) 旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	8.3	0	t
木材	(有) 徳島県産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	9.4	10000	t

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品

② 徳島県内の工場で加工、製造された製品

注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。

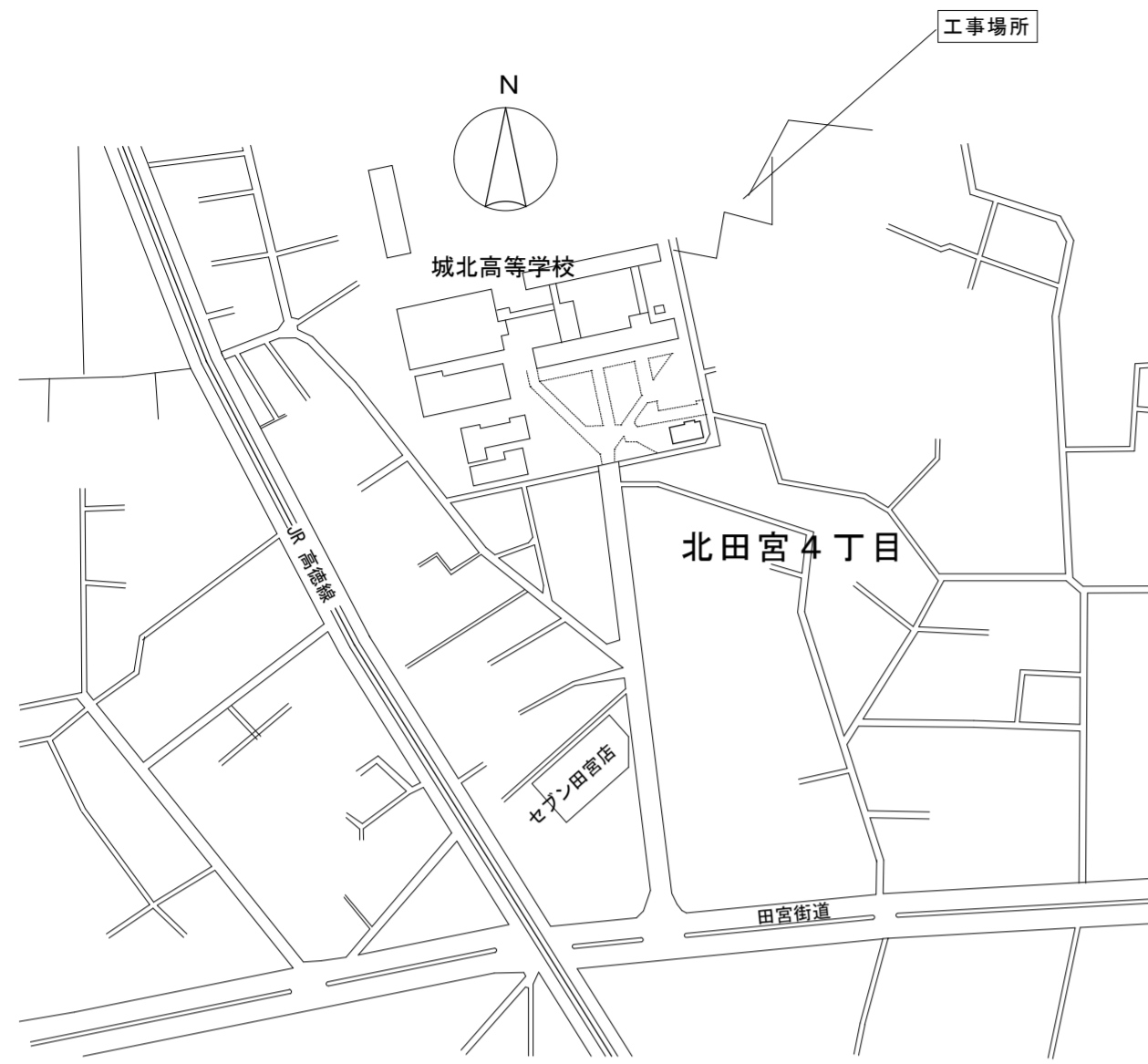
注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

工事名 R1城ノ内高等学校他 ブロック塙等解体工事 (城北高等学校)		図面番号 A-1	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称	特記仕様書 1	縮尺	

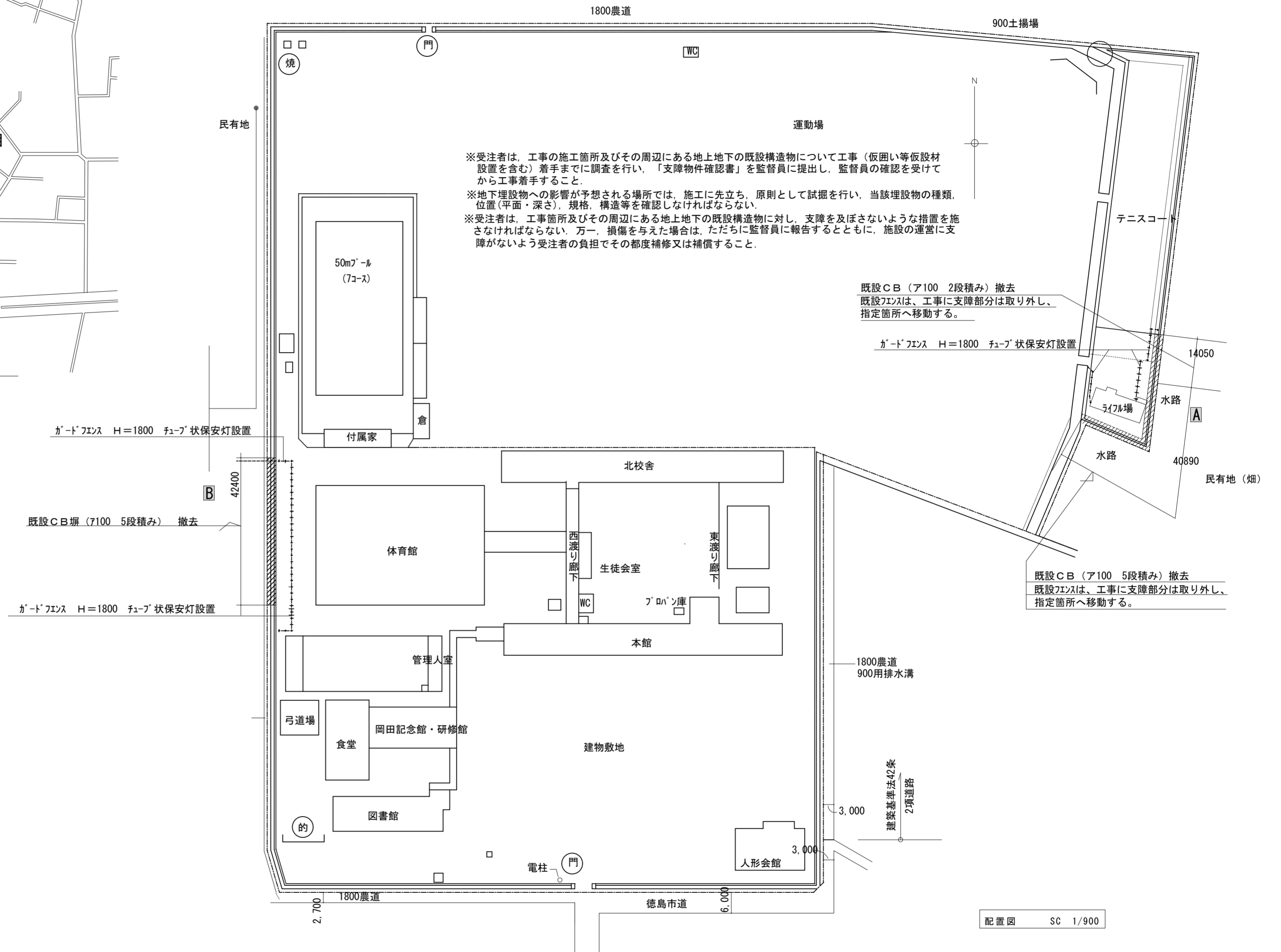
1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項								
9. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（A4・A3・A2・<u>（原図版）</u>） ・工事写真（写真帳 1部（着事前・竣工）、電子データ 2部） 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表（ 1 部、うち電子データ 1部） ・保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省官房官営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（まる・よらない）ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	3章 解体施工	<p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>◎ 図示による。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。 切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>◎樹木等の伐採抜根及び移設 方法（ 工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。）</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>◎埋戻しは、（ 購入土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン ・ <u>現場発生土</u> ・ 他工事の現場発生土）とする。</p> <p>◎混入する石の最大径は監督員の指示による。</p> <p>◎埋め戻し高さは、GL±0 とする。</p> <p>◎整地範囲は図示による。</p>
区 分	サ イ ズ										
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ										
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ										
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ										
10. 瑕疵補修	<p>◎徳島県公共工事標準請負契約第41条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は（ <u>1年</u> ・ 2年 ）とする。 ただし、その暇が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>										
11. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>										
2章 改修仮設工事											
1. 敷地の状況確認	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>										
2. 仮設フェンス	<p>◎監督員の指示による。</p>										
3. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にとり、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎仮囲い仕様 H=1.8m ガード2mmとし、倒れないよう十分配慮すること。 フュー 状保安灯設置</p> <p>◎ゲート（有 ・ <u>無</u>）</p> <p>◎その他 必要に応じてバリアードを設置すること。</p>										
4. 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は（ 設ける（面積 m²程度） ・ <u>設けない</u> ）</p>										
5. 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力、用水利用（ 出来る ・ <u>出来ない</u> ）ただし、施設管理者と協議すること。</p>										
6. 工事車両用駐車場 資材置場	<p>◎同用地は、（ 図示の場所に ・ <u>用意していないので業者に</u> ）設けること。</p>										
7. 安全対策	<p>◎夜間の安全対策には充分考慮すること。</p>										
8. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>										

工事名 R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城北高等学校)	図面番号 A-2	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL.088-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称 特記仕様書 2	縮尺	



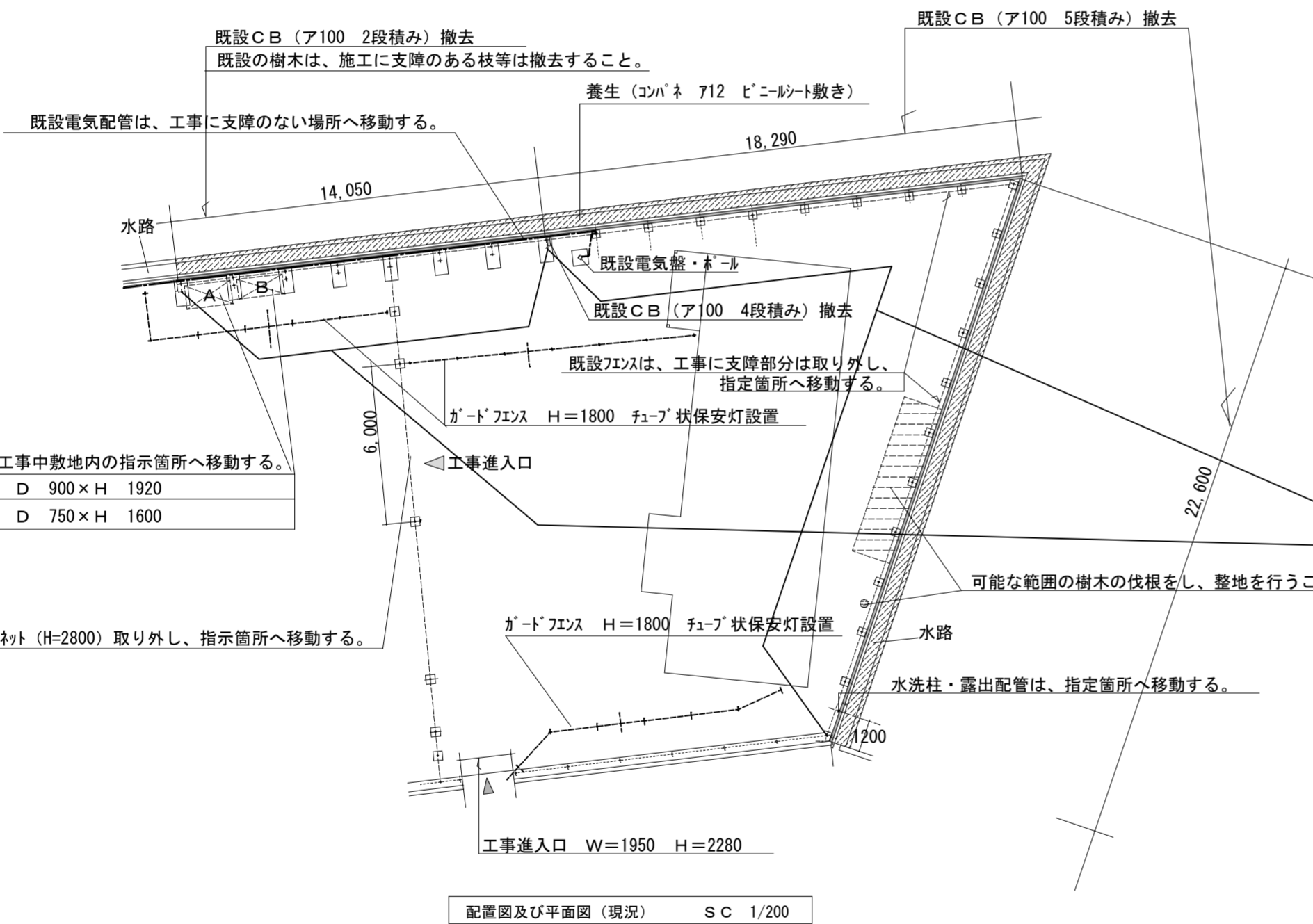
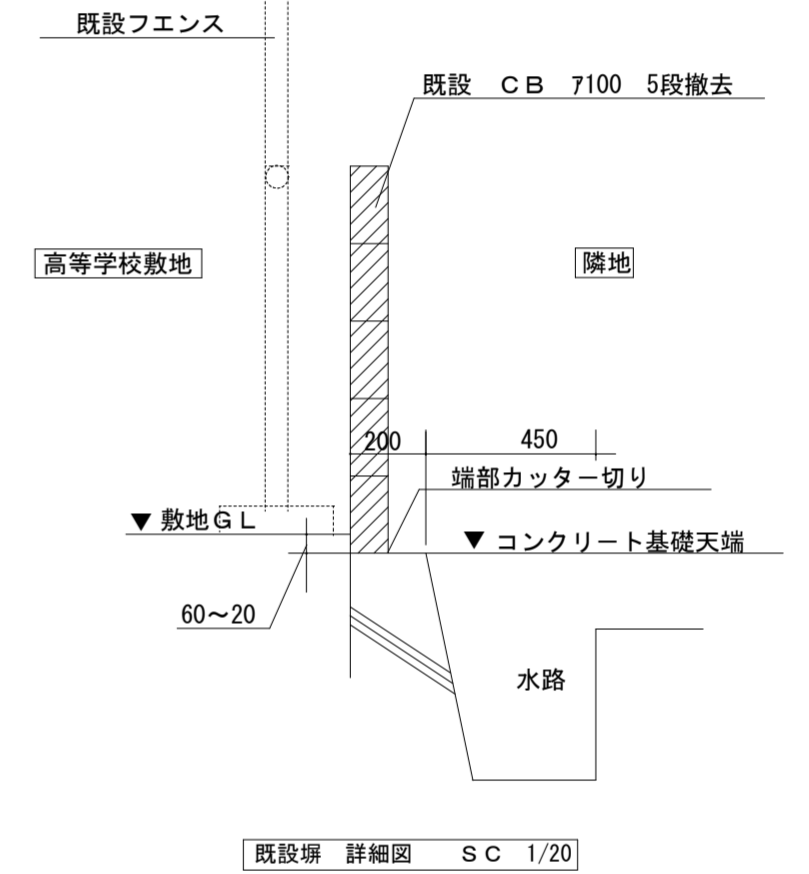
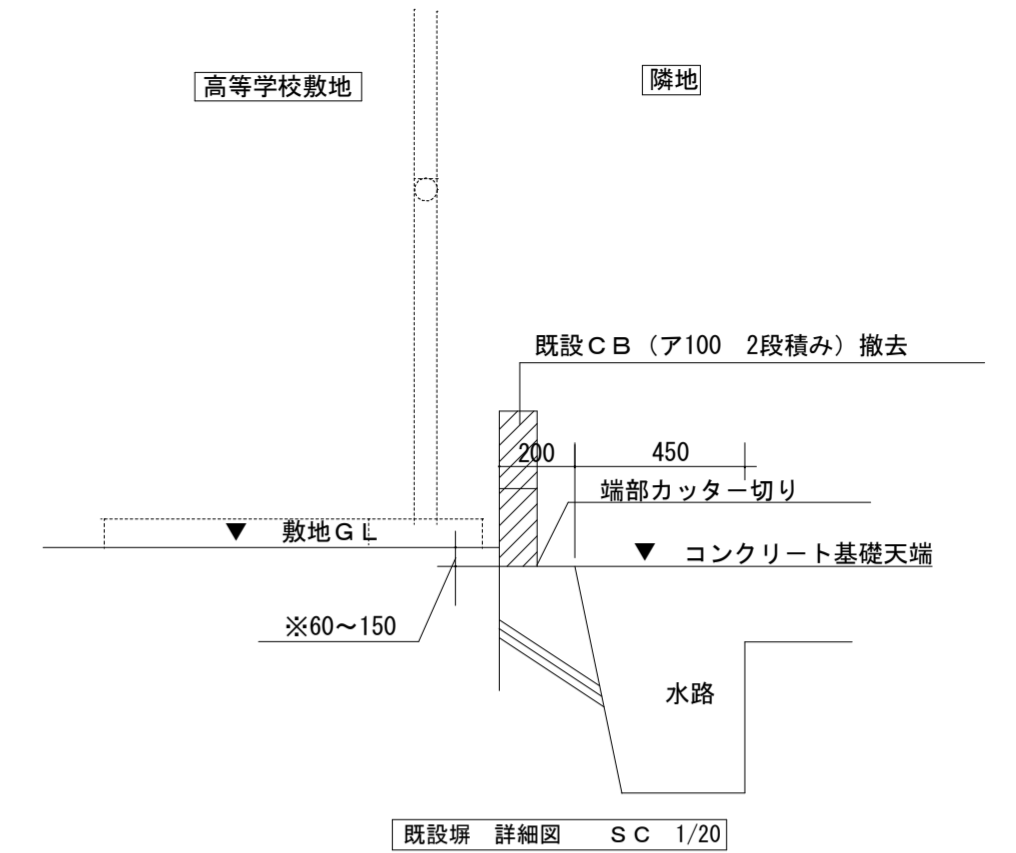
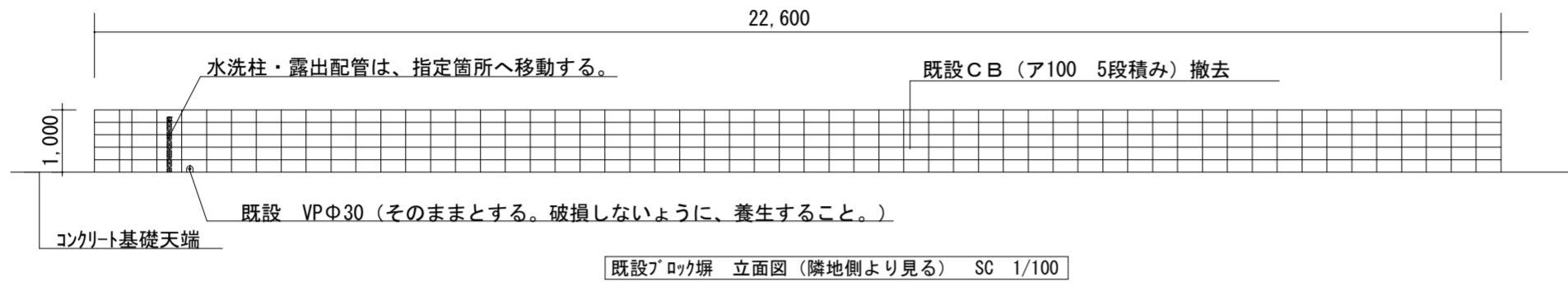
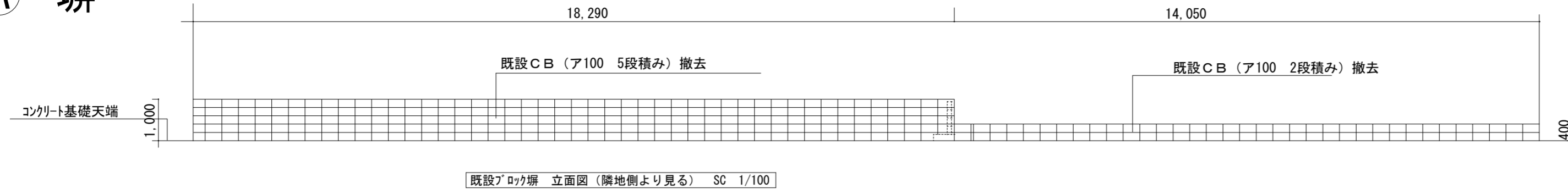
附近見取図



配置図 SC 1/900

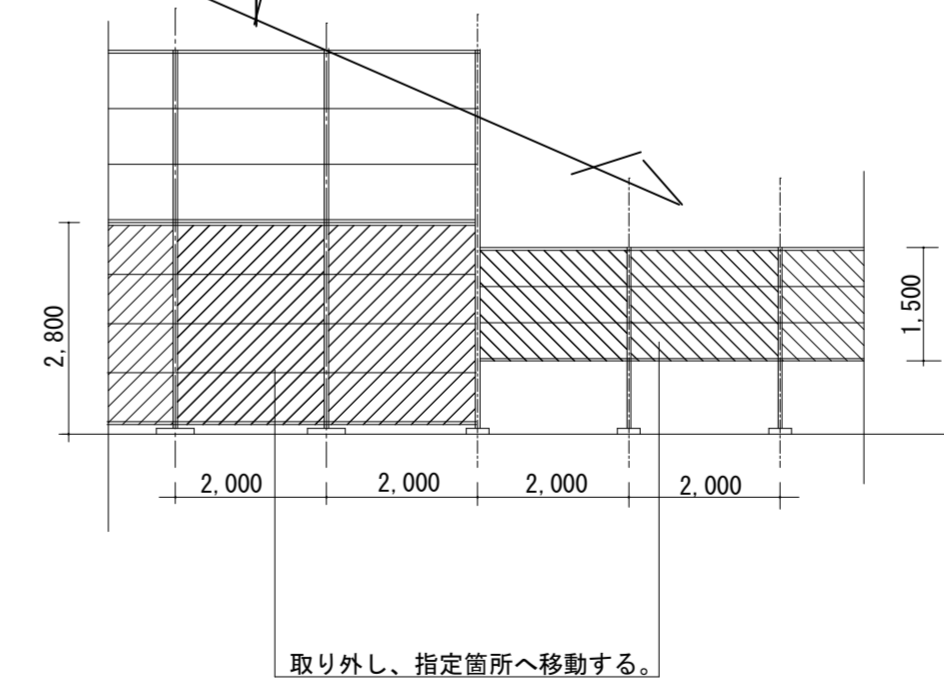
工事名 R1 城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城北高等学校)	図面番号 A-3	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称 附近見取図 配置図	縮尺 1/900	

A 塀



既設物置 は、工事中敷地内の指示箇所へ移動する。
 A W 1750 × D 900 × H 1920
 B W 1750 × D 750 × H 1600

工事進入口 既設柵 (H=2800) 取り外し、指示箇所へ移動する。



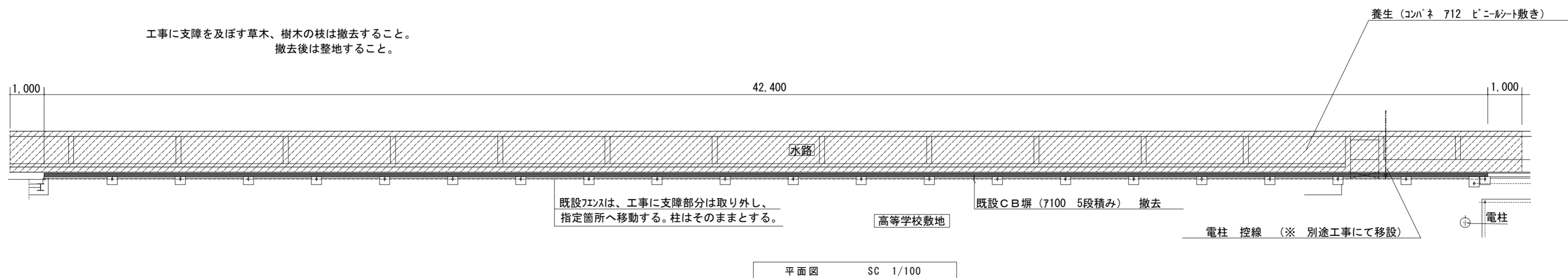
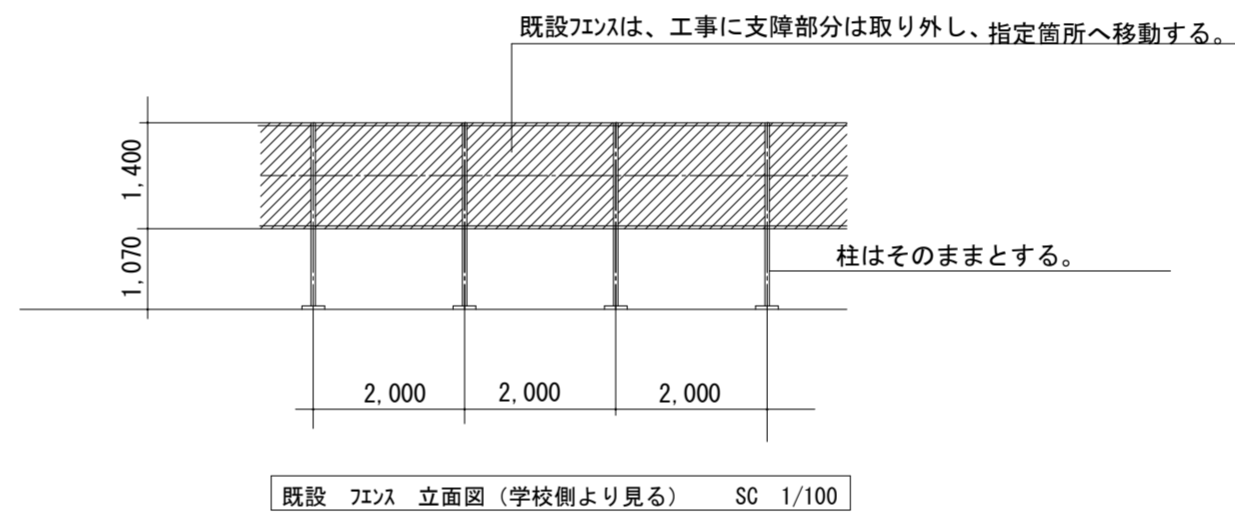
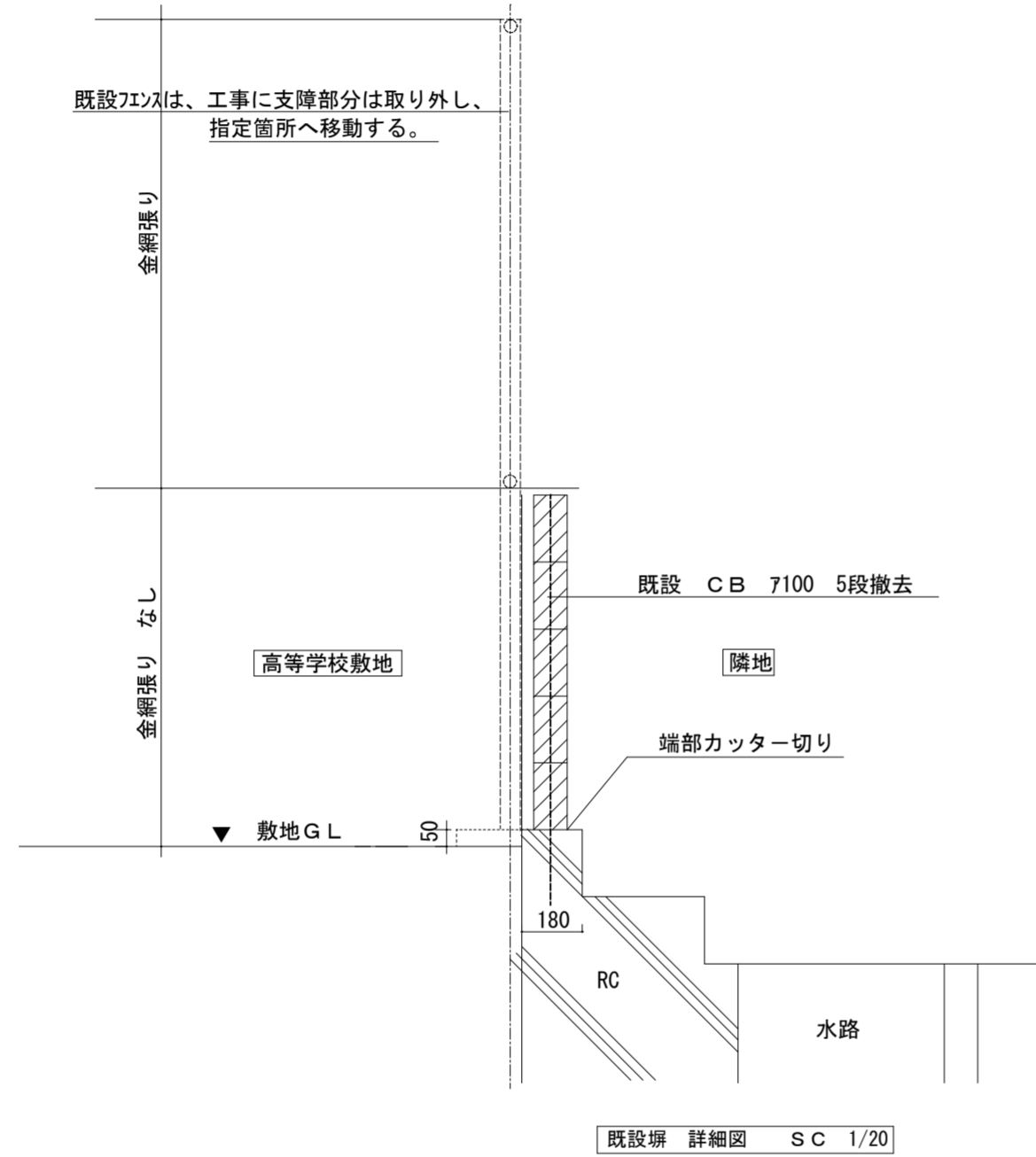
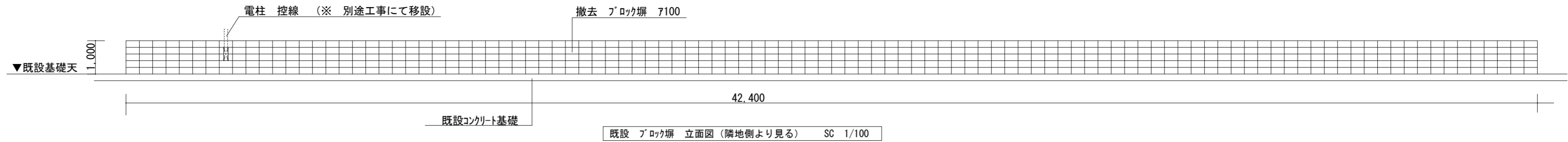
既設フェンス 立面図 SC 1/100

工事名 R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事
 (城北高等学校)
 図面名称 A 塀 配置図及び平面図 (現況)
 既設ブロック塀立面図 既設塀詳細図 既設フェンス立面図

図面番号 A-4
 縮尺 1/20 1/200
 1/100

松根-級建築士事務所
 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844
 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号

B 塀



工事名 R1城ノ内高等学校他 ブロック塀等解体工事 (城北高等学校)	図面番号 A-5	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844
図面名称 B 塀 平面図 既設ブロック塀立面図 既設塀詳細図 既設フェンス立面図	縮尺 1/100 1/20	松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号